

後を絶たない米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する抗議決議

沖縄警察署は、7月4日午前4時30分、米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹（27歳）を北谷町美浜の町道で酒を飲んで運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕した。同署によると、呼気から基準値を超えるアルコールが検知された。

米軍属による女性暴行殺人事件後、5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍が設けた哀悼期間終了の6月28日から間もなくの事件である。また、在沖米軍は軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針（リバティー制度）に対して、同日より階級を問わず、午前1時から午前5時までの間、外出禁止の措置が追加されており、その時間内での事件である。

このような事件の続発は、県民に寄り添わない米軍人・軍属の姿勢の表れであり、一方で米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。

日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉や、取り繕ったように発表された日米地位協定上の適用対象となる米軍属の範囲の縮小は、問題の本質に切り込まない日米両政府の責任逃れとしか思えず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 沖縄の米軍基地を撤去・整理縮小すること。

以上、決議する。

平成28年7月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
在沖米国総領事

後を絶たない米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する意見書

沖縄警察署は、7月4日午前4時30分、米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹（27歳）を北谷町美浜の町道で酒を飲んで運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕した。同署によると、呼気から基準値を超えるアルコールが検知された。

米軍属による女性暴行殺人事件後、5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍が設けた哀悼期間終了の6月28日から間もなくの事件である。また、在沖米軍は米軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針（リバティー制度）に対して、同日より階級を問わず、午前1時から午前5時までの間、外出禁止の措置が追加されており、その時間内での事件である。

このような事件の続発は、県民に寄り添わない米軍人・軍属の姿勢の表れであり、一方で米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。

日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉や、取り繕ったように発表された日米地位協定上の適用対象となる米軍属の範囲の縮小は、問題の本質に切り込まない日米両政府の責任逃れとしか思えず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 沖縄の米軍基地を撤去・整理縮小すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長